

✓ 住居表示とは…

現在、住居表示を実施していない地区では、「地番」(=土地の番号)を住所の「番地」として使っています。地番は、土地の並び順に番号が付けられていないため、初めて訪問する人、宅配、警察・救急など住所を頼りに目的地に行く場合、時間がかかってしまう恐れがあります。

住居表示はこの問題を解消するため、建物に、一定のルールに基づいた番号を付け、住所を分かりやすく表示する制度です。

✓ 新しい住所の表し方と郵便番号

住居表示(住所)は…
(例)高齢者生きがい会館

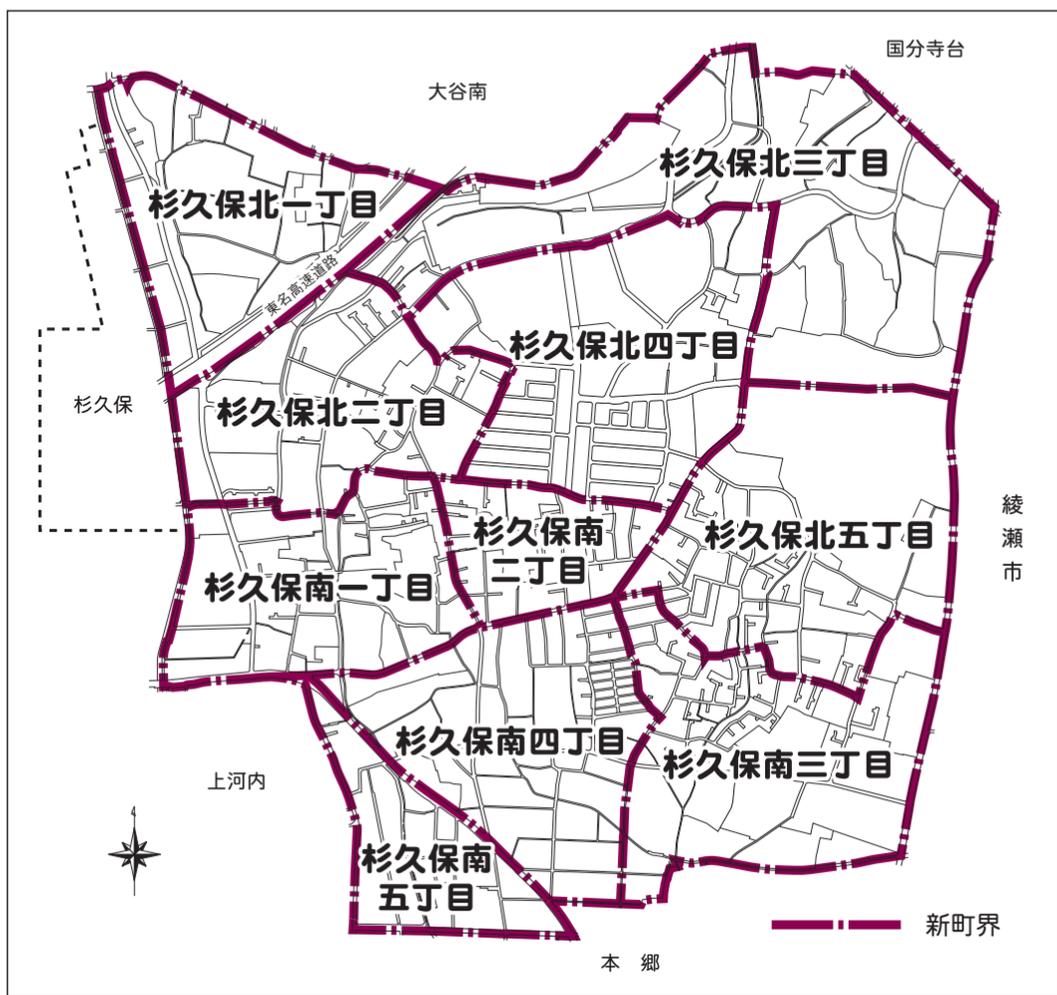
実施前 海老名市 杉久保 896番地の5

実施後 海老名市 杉久保北二丁目3番4号

郵便番号は…

杉久保北 → 〒243-0410
杉久保南 → 〒243-0427

※住居表示が実施されない区域の郵便番号は243-0414のままです



3月2日から

杉久保地区

住居表示が始まります

綾瀬市

新町界

本郷

◇住所を分かりやすく

市では住所を分かりやすく表示するため、住居表示制度の導入を進めており、現在14の地域で実施しています。3月2日からは杉久保地区の住居表示を実施します(上図)。

実施に当たっては、地元住民と協議を重ねました。その後、昨年4月に市住居表示審議会から住居表示実施の答申を受け、同年6月の市議会会で可決されて決定したものです。新しい住所の表し方と

郵便番号は左上表のとおりです。

◇表示板等を取り付けます

今月から、市が委託した業者が、電柱・塀などへ住居表示街区表示板と補助板を取り付ける作業を始めています。また、「住居番号表示板」を原則居住の方が立会いの下、建物の玄関などに設置していきます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

● 都市整備課(☎235・9604)。

杉久保北二丁目1

杉久保南二丁目1

▶住居表示街区表示板の一例

個人情報保護制度 情報公開制度のご案内

市では、保有する個人情報を適正に管理するため「個人情報保護制度」を、また、市政を開かれたものにするため「情報公開制度」を設けています。

を侵害しないようにする制度です。

○個人情報とは

特定の個人を識別することができる情報をいいます。氏名・住所のほか、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することによって個人が特定される情報も含まれます。

○市の個人情報保護の取り組み

① 個人情報保護は、事務の目的に必要な範囲内で本人から収集します。

② 収集した個人情報は、目的以外の利用または第三者への提供はしません(①②とも、法令の規定に基づくものは除く)。

③ 市が取り扱う個人情報を明確にします。

④ 個人情報は、正確で最新のものとし、必要のない個人情報は、速やかに廃棄または消去します。

○個人情報について開示・訂正・利用停止できます

自身の個人情報について、閲覧や写しの交付を請求できます。また、事実と誤りがあれば訂正を請求することができます。また、条例の規定に違反して個人情報の保有・収集をしているときは、その情報の利用停止や消去などを請求することができます。

○開示請求の流れ

個人情報開示を希望する方は、文書法制課で本人が請求をしてください。その際、本人確認を行いますので、運転免許証やパスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書をお持ちください。開示の可否は請求日の翌日から起算して14

日以内にお知らせします。なお、郵送での請求は、開示請求者が本人であることが確認できないため、病气等やむを得ない理由がある場合を除き、受け付けません。

【情報公開制度】

「情報公開制度」とは、市政に関する情報の共有化を図り、市民参加を促進するため、各種の行政文書を皆さんの請求に応じて公開する制度です。

○公開の対象となる行政文書

市職員が職務で作成、または取得した文書・図画・写真・マイクロフィルムや電磁的記録(コンピュータに記録されたものなど)で、市が保有し、組織的に使用するものです。

○公開請求ができる方

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所・事務所のある方、その他市政に関わりのある方、市政に関して公開を必要とする理由を明示できる方が請求できます。

○公開請求の流れ

公開を求めたい行政文書特定した上で、文書法制課に請求してください(郵送でも可)。公開の可否は、請求日の翌日から起算して原則14日以内にお知らせします。

※個人情報開示、情報公開ともに無料です。ただし、写しの交付を請求する場合は、実費(白黒コピー1面につき10円。郵送を希望する場合は郵送料)が必要となります。

● 文書法制課(☎235・4542)。

4月から

コンビニ納付を開始します

市・県民税など

知らせします。

● 収納課(☎235・9395)。

市では、市民の皆さんの納付の利便性向上を図るため、市税等をコンビニエンスストアで支払うことができる「コンビニ納付」を4月から開始します。

これにより、日本全国のコンビニエンスストアで、休日・夜間を問わず納付することができるようになります。納付できる税・使用料等は下表のとおりです。

なお、金融機関、市役所窓口でもこれまでどおり納付できます。詳細は、本紙3月15日号でお

【対象となる税】

- 市・県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 法人市民税(滞納分のみ)

【対象となる使用料等】

- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 保育所保育料
- 保育所延長保育料
- 清掃手数料
- 体育施設使用料(学校体育館)
- 下水道使用料(滞納分のみ)

※取扱限度額など、詳しくは本紙3月15日号でお知らせします



便利です!「えびなメールサービス」

登録はeabn@posh.jpまで空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ